

令和5年

4月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和5年4月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年4月12日(水) 午前9時30分 開議

2 場 所 総合文化センター 412号室

3 出席委員(26名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
			5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員			
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
			29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員(3名)

4番	阿部 香美	委員	24番	三浦ひとみ	委員	28番	大場 重樹	委員
----	-------	----	-----	-------	----	-----	-------	----

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 佐藤輝一
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 齋藤敏夫 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
6. 農地中間管理事業農用地利用配分計画案の取下げについて

7 議 事

議第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第20号 農用地利用集積計画について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから、令和5年4月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

4月の年度始めということで、初めに、農業委員憲章の唱和を行ないたいと思います。

唱和につきましては、前回同様、終息に近づいてはおりますが、まだコロナ禍ということもございますので、齋藤均会長職務代理者より憲章の読み上げをいただき、皆様からはご起立の上、黙読していただきたいと思います。

それでは、皆様、ご起立をお願いします。よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 会長職務代理者

それでは、憲章の唱和に代えて、私より本文の読み上げを行います。

皆様は、読み上げに合わせて、お手元の農業委員憲章を黙読ください。

(農業委員会憲章 読み上げ)

○村岡事務局長

どうもありがとうございました。

皆様、ご着席ください。

それでは、総会の開会に当たりまして、五十嵐直太郎会長より挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

どうもありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。それでは、五十嵐会長、よろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進めてまいりたいと思います。

本日の欠席委員は4番、阿部香美委員、24番、三浦ひとみ委員、28番、大場重樹委員の3名となっております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は議長にご一任願います。

議事録署名委員に、29番、荘司太一郎委員、1番、佐藤浩良委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について12件、2、農地法第5条届出書の受理について2件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答について5件、4、解約7件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について114件、6、農地中間管理事業農用地利用配分計画案の取下げについて1件、以上、141件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長
(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長
報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
少し多いので、15秒ぐらい黙読の時間を設けますので、ちょっと自分の関係するところをご覧いただければと思います。

(黙読)

○五十嵐直太郎 議長
それでは、どうでしょうか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長
これより議事に入ります。
議第18号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長
議第18号 農地法第3条の規定による許可申請については、5件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長
それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、35ページをご覧ください。
なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件につきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可の要件を満たしているものと考えます。
また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。
それでは、酒田11番、浜中の畑1筆、その他、所有権移転です。別紙資料をご覧ください。10アール当たりの価格が3万3,400円となっております。
酒田12番、藤塚の畑1筆、その他、賃貸借権の設定で、10アール当たりが1万8,181円で、期間は3年間となっております。
続きまして、酒田13番、丸沼、新堀の田8筆を、使用貸借権の設定、期間満了に伴う再設定となります。期間は10年です。受け人が、佐々木治人委員で、議事参与の制限の案件となります。
酒田14番、千代田の田2筆、その他、所有権移転、贈与です。
酒田15番、広野の田2筆、その他、使用貸借の設定で、10年です。
以上、5件になります。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

4月6日に第1班による農地調査委員会を行っております。

議第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお問い合わせいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

27番、佐々木治人委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

27番、佐々木治人委員に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時00分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

質疑に入ります。

27番、佐々木治人委員に関連する、議案書35ページ、酒田13番の議事参与の制限の案件についてご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

酒田13番の議事参与の制限の案件についてを許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、酒田13番の議事参与の制限の案件については許可決定といたします。

ここで27番、佐々木治人委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時01分 休憩

午前10時01分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件についてを審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議案第18号、これまで許可決定した議事参与の制限の以外の議案について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について許可決定といたします。

◎議第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第19号 農地法第5条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、36ページ、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田6番、坂野辺新田の畑43筆、転用事由が、砂採取、賃貸借権の設定です。農地区分は、農用地となっております。許可基準につきましては、1年間の一時転用で、許可可能と判断しております。採取量が3万3,944立米の計画で、登記地目が山林については、現況畑となっております。最大の掘削深は6.8メートルの計画となっております。

それでは別紙資料、切り替えてご覧いただければと思います。

2ページと3ページの別紙資料に図面がございますので、ご覧いただければと思います。

今回の転用場所につきましては、坂野辺新田字地続山で、市道十坂黒森線の東側の位置になります。今期が4期目の採取で、搬出路は市道を挟んで西側取るような形の計画となっております。

確約書を提出いただいておりますので、4ページから10ページで、採取後の農営計画は、イチジクや柿を栽培するという計画となっております。

それでは、現地写真のスライドで準備していますので、ご覧いただければと思います。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果の確認になりますが、酒田6番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第19号については、許可決定といたします。

◎議第20号 農用地利用集積計画について

- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第20号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。
- 村岡事務局長
議第20号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転1件、(2)利用権の設定21件、2、農地中間管理事業、(1)利用権の設定296件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。
- 安倍農地係長
それでは、今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件の欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元の農業委員からあらかじめ確認していただいております。
それでは、37ページ、一般事業、(1)所有権移転です。
西荒瀬1番、宮海の田1筆、924平米、10アール当たりの対価が60万円、総額で55万4,400円です。
移転の時期、支払時期につきましてはともに令和5年4月18日に決まっております。譲受人の方は認定農業者となっております。
続きまして、38ページ、一般事業の利用権の設定です。公告予定年月日は、令和5年4月17日です。
東平田2番、1万1,000円の5年、更新です。
広野20番、21番、22番は関連で、同じ借受人の方になります。いずれも1万3,000円、10年の更新です。
続きまして、袖浦3番、5,000円、3年の新規になります。
浜中5番、8,000円、10年、更新となります。
続いて、八幡地区お願いします。
- 八幡総合支所 後藤事務員
39ページになります。
八幡地区は、31から33までの3件になります。
八幡31は、草津の田7筆で、物納になりまして、上から4筆が10アール当たり26キログラムで、総数で180キロになります。期間は10年です。今まで相対で作っていたものを集積でということの新

規になります。

八幡32と33は、関連になります。受け手がいずれも（株）〇〇になります。重倉の畑の集積になります。

32番は、重倉の畑4筆で、総額20万円からの返済で10アール当たり6,051円、契約期間は3年になります。

33番は、重倉の畑3筆で、7万2,000円からの返済で10アール当たり3,022円、契約期間は3年になります。

八幡は以上になります。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続いて、松山地区です。

39ページの松山31番から41ページの松山38番までの8件は、先月に引き続きまして、〇〇の離農に伴う貸付けで、39ページにございます松山31番が、〇〇の自作地でございます。そのほかの7件が、先月合意解約された〇〇の借受地だった農地となります。また、先月から引き続き賃貸借が成立しなかった18筆、8,953平米のうち、山間部の成興野字箕輪地区内の11筆、5,444平米は、引き続き、〇〇組合の役員等が借受者を調整中で、7筆、3,509平米が、現在、地元農業委員を中心に借受者を調整しているものでございます。

なお、価格につきましては、当該農地が荒れていることもあり、ほぼ2,500円となっており、松山38番は、非常に荒れており作付が困難なため、ゼロ円となっております。期間は、令和6年作の中間管理事業までのつなぎのため、ほぼ1年となっております。松山38番だけが、借り人の経営移譲年金の再設定のため、10年となっております。

最終の松山39番は、先ほど合意解約された案件で、1万円、1年の新規となっております。期間は、令和6年作の中間管理事業までのつなぎのため、1年となっております。

以上、松山地区9件となります。

以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田46番、先ほど、農地法第18条6項で報告がありました内容になります。こちらは農地法3条を解約し、集積事業に切り替えるものになります。賃借料は8,000円の10年です。

続きまして、平田47番と48番、関連です。受け手が同じ株式会社〇〇になります。

47番は、総額7万9,000円で返済しまして、10アール当たり6,072円。48番は、総額9,000円から返済しまして、10アール当たり6,540円。いずれも3年の新規です。

以上です。

○安倍農地係長

続きまして、42ページ、2番、農地中間管理事業、利用権の設定です。公告予定年月日は、4月17日です。

なお、中間管理事業の案件につきましては、本店会議を1月13日に開催し、承認をいただいた内容となっておりますので、この場所での1件1件の説明は割愛したいと思います。

案件が合計296件、筆数の総数が967筆、面積が214万9,950.82平米となっております。貸付者の実数が244人で、借受者の実数が143人となっております。うち、法人が17法人となっております。説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第20号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

議案の件数が多いため、審議の前に、精査のための時間を設けたいと思います。一、二分の黙読をお願いいたします。

(黙読)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。議事参与制限に該当する案件として、たくさんございますので、お聞き逃しのないようにお願いします。5番、吉高祐二郎委員、6番、佐藤利篤委員、14番、土田治夫委員、15番、佐藤秀之委員、16番、飯塚将人委員、18番、遠田裕己委員、20番、佐藤耕造委員、21番、兼山宏勝委員、26番、後藤保喜委員、27番、佐々木治人委員が該当する案件があります。10名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時28分 再開

○五十嵐直太郎 議長

それでは、再開いたします。

議事参与の制限がかかる案件について、議案書のページと番号を申し上げます。

一般事業・利用権の設定、36ページ、東平田2番。中間管理事業・利用権の設定、46ページ、本楯1番。47ページ、本楯5番、6番。48ページ本楯7番、8番。50ページ、北平田1番、2番。53ページ、東平田12番。63ページ、新堀9番、10番、11番。64ページ、新堀14番、15番。67ページ、新堀27番、30番、31番。69ページ、広野3番。70ページ、広野8番、9番。75ページ、八幡3番。76ページ、八幡4番、5番、6番、7番。77ページ、八幡8番、9番。78ページ、八幡14番。87ページ、松山25番。93ページ、平田2番。100ページ、平田35番について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、一般事業・利用権の設定、東平田2番、中間管理事業・利用権の設定、本楯1番、5番、6番、7番、8番、北平田1番、2番、東平田12番、新堀9番、10番、11番、14番、15番、27番、30番、31番、広野3番、8番、9番、八幡3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、14番、松山25番、平田2番、35番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案31件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、これら31件について計画決定といたします。

ここで、5番、吉高祐二郎委員、6番、佐藤利篤委員、14番、土田治夫委員、15番、佐藤秀之委員、16番、飯塚将人委員、18番、遠田裕己委員、20番、佐藤耕造委員、21番、兼山宏勝委員、26番、後藤保喜委員、27番、佐々木治人委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午後10時30分 休憩

午後10時30分 再開

○五十嵐直太郎 議長

それでは、議事を再開いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第20号については全て計画決定となりました。

閉 会

○五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和5年4月定例総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時32分 閉会